

東日本大震災で 被災されて、仕事のことでお困りの方へ

お勤めの方、失業された方へ、震災に伴う支援策のご案内



厚生労働省、山口労働局
労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）

基 → 最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

ハ → 最寄りのハローワークにご相談ください。

◆ → 新しいお知らせ

① 仕事の相談をしたいのですが・・・

ハローワークや労働基準監督署にお越しください。

ハ ハローワークの「特別相談窓口」が、仕事のご相談にお応えします。被災前の住居地以外での就職や社宅・寮付きの仕事を希望される方の相談にも応じています。

ハローワークの紹介で遠隔地の事業所に面接に行く場合や就職する場合には、旅費や転居費が出る制度があります。ご活用ください。

全国のハローワークでは、被災者の方々を対象とした求人や、社宅・寮付きの求人の確保に取り組んでいます。こうした求人は、ハローワークの窓口のほか「ハローワークインターネットサービス」

(<https://www.hellowork.go.jp/>)でもご覧いただけます。

また、就職に必要な職業訓練が無料で受けられ、訓練期間中の生活支援としての給付が支給される制度があります。ご活用ください。

基 労働局や労働基準監督署で、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関するご相談にお応えします。

産前・産後休業や育児休業をめぐるトラブルなどについては、労働局雇用均等室までご相談ください。

② 会社が休業して困っています・・・

失業給付を受けやすくしました。

ハ 事業や雇用の見通し、賃金・手当が支払われるかどうかについて、事業主とよく話し合い、確認してください。

震災で事業が停止し、給料が支払われない場合には、離職していなくても失業給付が受けられます。災害により事業所が休業し、事業再開後の再雇用を前提に一時的に離職した場合でも、失業給付を受けられます。

※失業給付の給付日数は現行制度でも原則60日分延長して支給していますが、今回これに加えて、さらに60日分を延長します。

◆※さらに被災3県の沿岸地域と原発の警戒区域・計画的避難区域の市区町村は、90日分を延長します。

③ 雇用保険(失業給付)の手続きをしたいのですが・・・

お近くのハローワークにお越しください。

ハ

雇用保険の受給手続きは、お住まいの地域のハローワークで行っていますが、遠くに避難して行けない場合には、他のハローワークでも手続きができます。

失業給付を受給中の方が、被災や避難などの理由で失業の認定日にハローワークに行けない場合は、電話でのご相談で認定日を変更できます。

④ 支払いを受けていない給料があります・・・

国が立替払いをする制度があります。

基

会社が倒産し、給料や退職金が支払われない場合には、国が会社に代わって、その一部を立替払いする制度が利用できます。被災地では、申請に必要な書類の簡略化などを行い、迅速な処理を行っています。

⑤ 仕事中に被災してけがをしました・・・

労災保険による給付を受けられます。

基

仕事中や通勤中に、地震や津波により負傷・死亡した場合には、ご本人や遺族の方は労災保険による給付を受けられます。

※行方不明となっている方がいる場合、ご家族の申請があれば、震災後3か月で死亡推定し、遺族補償給付等を速やかに支給します。

労災診療や休業補償などの請求にあたって、事業主や病院などの証明が困難な場合は、証明がなくても請求することができます。

どのような場合に給付を受けられるかなどの「Q&A」を、労働基準監督署で用意していますので、ご利用ください。

※「Q&A」は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

トップページ「東日本大震災関連情報・厚生労働省からのお知らせ」>「雇用・労働」>「労働条件・労災のご相談」>「労災保険の請求などについてのQ&Aはこちら」

⑥ 健康について相談をしたいのですが・・・

産業保健推進センターにご相談ください。

各県の産業保健推進センターが、事業者、労働者とその家族の方々からのメンタルヘルスを含む健康問題についての電話相談にお応えします。

⑦ その他

その他にも、以下のような支援策があります。

ハ (1) 住居をお探しの場合

緊急避難している方の入居先として、雇用促進住宅を提供しています。
詳しくは、市町村の災害対策本部などにお問い合わせください。

(2) 障害のある方が雇用に関する相談をする場合

被災地の「障害者職業センター」に、障害のある方への特別相談窓口を設置し、さまざまな相談・不安にお応えしています。

※詳しくは、**高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ**

(<http://www.jeed.or.jp/information/info110404-01.html>)をご覧ください。

◆雇用・労働関係の支援について、詳しくは、
山口労働局、各労働基準監督署、各ハローワーク(公共職業安定所)まで。
何でもお気軽にご相談ください。

山口労働局管内のお問い合わせ先

■山口労働局

〒753-8510 山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎 2号館

企画室	083-995-0365
労働保険徴収室	083-995-0366
監督課	083-995-0370
健康安全課	083-995-0373
賃金室	083-995-0372
労災補償課	083-995-0374
職業安定課	083-995-0380
需給調整事業室	083-995-0385
求職者支援室	083-995-0387
職業対策課	083-995-0383
雇用均等室	083-995-0390

■労働基準監督署

- 下関労働基準監督署
〒750-8522 下関市東大和町2-5-15
TEL 083-266-5476
- 宇部労働基準監督署
〒755-0044 宇部市新町10-33 宇部地方合同庁舎
TEL 0836-31-4500
- 徳山労働基準監督署
〒745-0844 周南市速玉町3-41
TEL 0834-21-1788
- 下松労働基準監督署
〒744-0022 下松市末武下中筋潮入617-3
TEL 0833-41-1780
- 岩国労働基準監督署
〒740-0027 岩国市中津町2-15-10
TEL 0827-24-1133
- 山口労働基準監督署
〒753-0088 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎1号館
TEL 083-922-1238
- 萩労働基準監督署
〒758-0074 萩市大字平安古町599-3 萩地方合同庁舎
TEL 0838-22-0750

■公共職業安定所

- 山口公共職業安定所
〒753-0064 山口市神田町1-75
TEL 083-922-0043
 - 下関公共職業安定所
〒751-0823 下関市貴船町3-4-1
TEL 083-222-4031
 - 宇部公共職業安定所
〒755-8609 宇部市北琴芝2丁目4-30
TEL 0836-31-0164
 - 防府公共職業安定所
〒747-0801 防府市駅南町9-33
TEL 0835-22-3855
 - 萩公共職業安定所
〒758-0074 萩市大字平安古町599-3 萩地方合同庁舎
TEL 0838-22-0714
- 【長門分室】
- 〒759-4101 長門市東深川1324-1
TEL 0837-22-8609
 - 徳山公共職業安定所
〒745-0866 周南市大字徳山7510-8
TEL 0834-31-1950
 - 下松公共職業安定所
〒744-0017 下松市東柳1丁目6-1
TEL 0833-41-0870
 - 岩国公共職業安定所
〒740-0022 岩国市山手町1丁目1-21
TEL 0827-21-3281
 - 柳井公共職業安定所
〒742-0031 柳井市南町2丁目7-22
TEL 0820-22-2661
 - 山口新卒応援ハローワーク(ヤング・ハローワーク山口)
〒754-0014 山口市小郡高砂町1-20
TEL 083-973-8080
- 山口産業保健推進センター
〒753-0051 山口市旭通り2丁目9-19
TEL 088-933-0105
- 山口障害者職業センター
〒747-0803 防府市岡村町3-1
TEL 0835-21-0520